

○厚生労働省告示第百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十四第三項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用

の額の算定に関する基準の一部改正)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 地域相談支援給付費単位数表</p> <p>第1 地域移行支援 1～7 (略)</p> <p>8 福祉・介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定地域移行支援事業所(国、のぞみの園(法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。))又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。))が、利用者に対し、指定地域移行支援を行った場合は、1から7までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u></p> <p>第2 地域定着支援 1～5 (略)</p> <p>6 福祉・介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定地域定着支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。))が、利用者に対し、指定地域定着支援を行った場合は、1から5までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u></p>	<p>別表 地域相談支援給付費単位数表</p> <p>第1 地域移行支援 1～7 (略) (新設)</p> <p>第2 地域定着支援 1～5 (略) (新設)</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成三十年厚生労働省告示第百十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一〇二の二 (略)</p> <p>三 算定告示別表第1の1の2のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 障害者ピアサポート研修修了者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。)であつて、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。</p> <p>(1) 法第四条第一項に規定する障害者(以下この(1)及びロにおいて単に「障害者」という。)又は障害者であつたと都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあつては、指定都市又は中核市の市長(以下同じ。)が認める者</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>六の二 算定告示別表第1の8の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 当該指定地域移行支援事業所等の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、賃</p>	<p>一〇二の二 (略)</p> <p>三 算定告示別表第1の1の2のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 障害者ピアサポート研修修了者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。)であつて、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。</p> <p>(1) 法第四条第一項に規定する障害者(以下この(1)及びロにおいて単に「障害者」という。)又は障害者であつたと都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあつては、指定都市又は中核市の市長)が認める者</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>(新設)</p>

- 金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定地域移行支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定地域移行支援事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定地域移行支援事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定地域移行支援事業所等において、事業年度ごとに当該指定地域移行支援事業所等の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定地域移行支援事業所等において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。

(三) 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての職員に周知していること。

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定地域移行支援事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定地域移行支援事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。

(二) 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人に所属していること。

(2) 当該指定地域移行支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

七〇八 (略)

九 算定告示別表第2の6の厚生労働大臣が定める基準第六号の二の規定を準用する。

七〇八 (略)
(新設)

附 則

この告示は、令和八年六月一日から適用する。